

支給対象者及び支給実施自治体

1. 支給対象者の所得要件（①または②のいずれかに該当すること）

プッシュ型 要申請

①令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯	同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない世帯又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている世帯
②令和4年1月以降の家計急変世帯	上記①に該当する者以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているものの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

※1 ①及び②に関わらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、所得要件を満たさないものとする。

※2 生活保護世帯については①に含む（給付金は収入認定除外とする）。

2. 支給実施自治体

①令和4年度住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）における住民基本台帳に記録されている市町村

②家計急変世帯

申請時点における住所地市町村

※1 DV等避難者、虐待等による児童福祉法等の措置入所者で、現在の居住地（措置先）に住民票を移していない場合には、独立した世帯とみなして所得要件を満たす場合には、居住地市町村・施設所在市町村等における給付対象とする。

※2 ホームレス等で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、居住市町村において住民基本台帳に記録されたときは、当該居住市町村において申請・給付対象者とする。

「家計急変世帯」の該当基準と判定方法について

該当基準

令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であること

判定方法のイメージ

※表は、生活保護級地区分1級地（東京都区部等）の給与所得者の例。（非課税相当水準であるかは世帯員全員それぞれ判定）
非課税相当限度額は、市区町村ごとに異なる。

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> R4年1月から12月までの 任意の1か月収入 × 12月(年収換算) </div> ≤	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、右欄の額を適用。これを超えた場合には、その上の表を適用

(参考) 非課税(相当)限度額の考え方 ※生活保護級地区分1級地の場合
 ○所得額ベース 35万円×世帯人数(注)+10万円+21万円 (※単身又は扶養親族がいない場合は45万円)
 ○収入額ベース 所得ベース限度額+給与所得控除額
 (注)世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族(16歳未満の者も含む)の合計人数
 ※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)

(具体的な取扱い)

①所得(収入)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月以降令和4年12月までの任意の1か月の収入により経済状態を推定 収入の種類は給与、事業、不動産、年金 ※非課税の公的年金等収入(遺族年金など)は含まない 収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定できるようにする。
②判定対象者	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定
③世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点における状況で判定 ※一度給付を受けた世帯は対象外。 ※令和4年10月1日以降の同一住所における世帯分離は同一世帯とみなし、同一住所に住居登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認めない。